

(清水上, 清水下)
全戸配布

「地すべり防止区域」内での行為は制限があり許可が必要な場合があります。(小斎字日向, 上館, 畑中)



地すべり防止区域指定
平成21年3月18日
農水省告示第359号
A=32.48ha



許可が必要な主な行為の例

- ①地表から2m以上の掘削(仮道路など)
 - ②井戸, 杭, 水路などの施設から5m以内の掘削
 - ③10t/m²以上の施設又は工作物の設置
- その他, 不明な点は下記までご連絡ください。

地すべり対策工事の例

<井戸>



井戸と排水パイプにより, 地すべりの原因の一つである地下水を低下させ, 地すべりを防止します。

<土留め擁壁>



地盤に打設した杭とコンクリート壁で, 直接, 地すべりを抑止します。

宮城県大河原地方振興事務所農業農村整備部管理指導班 (内線477)
水利施設保全班 (内線483)

住所: 柴田郡大河原町字南129-1 電話 0224-53-3111

(丸森町)
丸森町役場建設課
電話 72-3031

(清水上、清水下)
全戸配布

丸森町小斎字日向，上館，畑中の皆様へ

地盤に変状（地割れ・沈下等）を見つけたら・・・
速やかにご連絡ください！



地すべり防止区域指定
平成21年3月18日
農水省告示第359号
A=32.48ha

事前の兆候の例

地鳴り

斜面や道路
に亀裂

湧水の急な
増加、枯渇

井戸の濁り

川の水位
低下

字上館

丸森町小斎

角田市

字日向

清水下の堤

清水中の堤

字上館

字畑中

地すべり防止区域

清水上の堤

© 2015 ZENRIN

Google earth

平成21年に地すべり等防止法の国（農林大臣）指定を受け、県による地すべり防止対策として、井戸、排水パイプ、土留め擁壁などの対策を行っております。

地すべりは一時的におさまっているものの、施設機能の低下や、山林の管理低下、樹木伐採等による土砂の流出により、土砂崩壊や地盤沈下が心配されます。

住民の方々においては、何か地盤や住居に変状が見られた際には下記までご連絡下さい。

（宮城県）大河原地方振興事務所農業農村整備部 管理指導班（内線477）、水利施設保全班（内線483）
住所：柴田郡大河原町字南129-1 電話 0224-53-3111

（丸森町）丸森町役場建設課 電話 72-3031